

理 由

市街化区域及び市街化調整区域の変更（随時編入）にともない、新たに市街化区域に編入される文化センター周辺地区の計画的な市街化を進めるものであり、既存集落周辺は第一種住居地域を指定し、新たな低層の住宅地形成を図る地区については良好な居住環境の形成を図るため第一種低層住居専用地域を指定しようとするものである。